4　第二項の規定にかかわらず、天災事変その他やむを得ない理由のため、同項に規定する方法によることができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主は、都道府県知事又は毎月勤労統計調査員が当該事業主に配布する調査票を用いて報告することができる。	（新設）
（調査票の提出） **第十七条**　前条第一項及び第四項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日までに、当該事業所を管轄する都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出することによつて行わなければならない。	（調査票の提出） **第十七条**　前条第一項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日までに、当該事業所を管轄する都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出することによつて行わなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）
附　則	**附　則**
1・2　（略）	1・2　（略）
3　第五条第二項の規定にかかわらず、令和二年における特別調査は、行わない。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。